

## 答申第175号（諮問第236号事案）

答 申

### 第1 審査会の結論

宮城県教育委員会の決定は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、令和元年9月13日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、下記に掲げる行政文書について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 2000年3月制定の「宮城県公立学校教員長期特別研修に関する要綱」及びその制定過程に関わる文書・資料など
- (2) 上記1要綱の通知を受けて校長と協議した〇〇教育長が県教委に上げた事前協議書
- (3) 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日〇教育長やPTA会長から提出された資料・〇〇中学校PTA事情調査を基に〇〇教諭について協議した県教委内部の「長期特別研修教員に関する検討会議」

2 実施機関は、上記1(1)については、対応する行政文書を特定した上で開示決定を行い、上記1(2)及び(3)については、条例第11条の規定により、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することになるとして、行政文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり理由を付して、令和元年10月31日付けで審査請求人にそれぞれ通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件開示請求の対象は、特定個人の氏名等並びに具体的な勤務状況及び課題の言動等に関する内容が含まれており、文書の存否を明らかにすれば、当該個人に関する情報が明らかとなり、これらの情報は条例第8条第1項第2号に該当することから、本件開示請求については、条例第11条により存否を明らかにしないもの。

3 審査請求人は、令和2年1月30日、行政不服審査法（平成26年法律第

68号) 第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

個人の氏名、具体的な勤務状況、課題の言動に関する情報は、不特定多数の者に販売・購読されることが予定されている週刊雑誌で既に公知の事柄となっており、非開示情報に該当しない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

#### 1 長期特別研修事業を遂行する上での必要性について

研修対象者には教育指導力等に課題を抱えるという一定の評価が必然的に伴うことから、対象者が一般に公開されることとなれば適正な決定手続が損なわれ、また当該教員の主体的研修意欲を減殺するおそれがあることから、特定の教員が研修命令を受けたか否かを明らかにすることはできない。

#### 2 個人情報保護の上での必要性について

研修対象者であること自体が否定的評価の実在を示唆し、対象者であるか否か自体が当該教員にとって秘匿されるべき事項であることから、明らかにすることはできない。

#### 3 雑誌により既に公にされた情報について

当該情報が一時的に公知の状態に置かれたとしても、時間の経過により事案の社会的影響、事案に対する社会一般の関心、記憶等が薄れていき、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなると考えられることから、そのことをもって当該情報が将来にわたり一般に公にされている情報であるとして慣行により公開され、又は公開が予定されている情報に該当す

るとまでは言えない。さらに、事業遂行の利益及び長期特別研修を受ける教員の利益は、不特定多数の者に販売・購読される雑誌等に具体的な内容が掲載されたことをもって特段失われるものではない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 行政文書の存否を明らかにしない決定について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

通常、行政文書の開示請求があったときは、実施機関は当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定又は行政文書を保有していない旨の決定をすべきであるが、例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、行政文書が存在するか否かを回答しただけで非開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ、ひいては非開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。同条は、そのような場合、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めたものと解される。ただし、同条の規定は例外的なものであり、その適用に当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

本件開示請求は、第2の1に記載した「(2) 上記1要綱の通知を受けて校長と協議した〇〇教育長が県教委に上げた事前協議書」及び「(3) 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日〇〇教育長やPTA会長から提出された資料・〇〇中学校PTA事情調査を基に〇〇教諭について協議した県教委内部の『長期特別研

修教員に関する検討会議』という内容であり、実施機関は「長期特別研修の対象教員である」という情報が、条例第8条第1項第2号の規定に該当するとして条例第11条の規定を適用していることから、以下その該当性を検討する。

### 3 本件処分の妥当性について

#### (1) 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」については、開示しない旨規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

#### (2) 長期特別研修について

長期特別研修は、教員が、教育指導力等について特に学校現場を離れて再研修を要すると認められる場合に、学校以外の教育機関等における多面的な指導のもとに課題研修の達成や各種調査研究活動に携わることにより、当該教員の職務に対する主体的意欲と児童生徒に対する指導力の伸長を促し、教育現場が抱える課題に適切に対応できる力量を高めることを目的とする制度である。

#### (3) 条例第8条第1項第2号の該当性について

長期特別研修の対象であることが非開示情報に該当するかについては、平成14年11月11日付け答申第44号（以下「答申第44号」という。）において、「長期特別研修は、教育指導力等に問題を抱え、学校現場を離れて再研修を要する教員を対象とするものであるから、『長期特別研修の対象教員である』ということ自体が、『当該教員は教育指導力等に問題を抱えているという評価がある』ということの意味すると認められる。このような教員個人に対する評価に係る情報は、当該教員の資質や名誉等にかかわり、通常他人に知られたくない個人に関する情報と考えられることから、同号本文に該当すると認められる。他方、上記のような教員個人に対する評価に係る情報は、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されているものとは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、公務員の職務遂行の内容に係る情報とも認められず、同号ただし書ロにも該当しない」と判断しており、これを変更すべき事情は認められない。

当該答申を踏まえ、本件についてみるに、本件開示請求では、長期特別研修の対象教員名あるいは管轄教育委員会名及び教育長名を特定して請求しており、対象教員が直接的に識別される、又は他の情報と組み合わせること等により識別され得るものであると認められる。

よって、本件開示請求に係る特定個人の長期特別研修情報は、答申第44号と同じく条例第8条第1項第2号本文の非開示情報に該当すると認められる。

次に、条例第8条第1項第2号ただし書の該当性について検討する。

審査請求人は、不特定かつ多数の者に販売・購読されることが予定されている週刊雑誌に10年以上前に掲載された記事を引用し、当該情報は公知の事柄であり、非開示情報に当たらないと主張している。

公知の考え方については、平成28年9月30日付け答申第155号（以下「答申第155号」という。）において、「報道により、当該情報が一時的に公知の状態に置かれたとしても、時間の経過により、事案の社会的影響、事案に対する社会一般の関心、記憶等が薄れていき、次第に公衆が知り得る状態におかれているとは言えなくなると考えられることから、そのことをもって当該情報の全てが将来にわたり一般に公にされている情報であるとして、慣行により公開され、又は公開が予定されている情報に該当するとまでは言えない」と判断しており、これを変更すべき事情は認められないところである。

本件開示請求に係る特定個人の長期特別研修情報についてみると、

10年以上前に発行された週刊雑誌に掲載されたものであり、答申第155号に示すとおり、公にされている情報とは言えず、その他本件個人に関する情報が条例第8条第1項第2号ただし書イに該当する事情は認められない。また、公務員の職務遂行に係る情報とも認められないため、同号ただし書ロにも該当しない。

よって、本件個人に関する情報は、条例第8条第1項第2号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、個人を特定した上であるいは管轄教育委員会名及び教育長名を特定した上でなされた本件開示請求については、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、本件特定個人が過去に長期特別研修を受けたかどうかを答えることと同様の結果が生じ、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

#### 4 結論

以上のとおり、「長期特別研修の対象教員である」という情報は、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロのいずれにも該当せず、非開示情報に該当する。本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで当該非開示情報を開示することになるため、実施機関が、条例第11条の規定により、行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

#### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2. 2. 28	○ 諮問を受けた。(諮問第236号)
令和 2. 5. 18 (第403回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 6. 22 (第404回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 7. 20 (第405回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和2年8月18日現在）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事兼事務局長	
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板明果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	
十河弘	弁護士	会長
松尾大	弁護士	

（注）〇〇委員は、宮城県情報公開審査会運営規程第4条の規定により回避した。